

## 新潟市秋葉区農業委員会令和3年度5月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年5月31日（月）午後3時30分から午後4時00分

2 開催場所 秋葉区役所 602会議室

3 出席委員 (15人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	5番	佐々木 和美
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 (1人) 9番 早川 秀則

5 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

3番	砂原 剛
4番	佐藤 英一

### 第2 議事

- 議案第 4号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
- 議案第 6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度5月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、9番早川委員から欠席届をいただいているが、定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので3番・砂原委員、4番・佐藤英一委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長	議案第4号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (白川係長)	<p>議案書1ページ、議案第4号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>1ページは利用権設定の新規分、新津地区2件、筆数5筆、面積2,596m<sup>2</sup>であります。</p> <p>2ページは売買、小須戸地区1件、筆数17筆、面積14,921m<sup>2</sup>であります。</p> <p>3ページは中間管理事業分、新津地区3件、筆数6筆、面積3,555m<sup>2</sup>であります。</p> <p>以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>「新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）」案でございます。農業経営基盤強化促進法第19条に基づく公告依頼年月日は令和3年6月14日となります。</p> <p>5ページには地区別実績表を添付いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第4号は原案どおり決定しました。
議長	それでは次に移ります。 議案第5号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局

事務局  
(真柄主査)

の説明をお願いいたします。

「議案第5号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明します。

議案書6ページ 番号1 全体地図案件番号5条—1をご覧ください。

譲受人 株式会社 A 代表取締役 B 氏

譲渡人 C 氏

D 氏

岡田地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、「売買による所有権移転」にかかる転用許可申請です。

転用申請面積は 休耕畠1筆 149m<sup>2</sup>, 休耕田2筆 57m<sup>2</sup> 計206m<sup>2</sup>で、隣接する宅地のうち100m<sup>2</sup>と併せて駐車場及び資材置場を目的として、転用及び所有権移転を行うものです。

本件の申請地は、農振農用地 区域外農地 で、10ha以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第1種農地と判定しました。

このことから、第1種立地基準のうち、集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

申請地の選定理由としては、ライスセンターで作業する従業員や来客用の駐車場が不足し、農道に車を並べている状態であるため、ライスセンター近くの、宅地に接続し、農地として利用するには不整形である当該申請地を選定し、今回の申請となったものです。

本件は、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

また、農地部会に付されました。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。
農地部会長 (阿部部会長)	令和3年5月26日に開催されました農地部会における、農地法第5条許可申請について報告します。  議案書6ページ1番の案件です。  本件の転用者 株式会社 A 代表取締役 B 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。  それによれば、設立から20年近くを経て事業規模が拡大し従業員も増え、事業拠点であるライスセンターの駐車場などが不足していたので土地を探していました。この度、ライスセンター近くにある空家と隣接する農地を一括購入して欲しいとの話があった。宅地は別に活用する計画があるが、接する農地は不整形で、屋敷付の土地のため荒れており、農地として利用するには非効率的のため、宅地の一部も含め、ライスセンターの駐車場として利用することを目的に申請に及んだとのことでした。  従業員はどの程度か尋ねたところ、パートを含めて20名程度で、そのほかに来客用にも駐車場が必要であるとのことでした。  どのくらいまで規模拡大する予定なのか尋ねたところ、機械と人があれば、規模拡大は可能と考えている。他県では800haの経営面積の法人があるが、当社はまだ100haであるとのことでした。  部会からは転用を確実に行うことを指導し、出席者もこれを了承しました。  以上、報告を終わります。
議長	ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありますか。  (意見、質問なし)

議長	ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第5号は、原案どおり決定しました。
議長	次に、追加議案の議案第6号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願します。
事務局 (真柄主査)	「議案第6号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明します。 追加議案書1ページ 番号1 をご覧ください。 譲渡人 E 氏 譲受人 F 氏 古津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。 申請面積は畳1筆 72 m <sup>2</sup> です。 本件は、売買による所有権移転の許可申請で、昨年の3月の3条申請に漏れていた農地にあたります。本件は申請面積が100 m <sup>2</sup> 未満につき、申し合わせにより農地部会省略案件です。 申請地は農振農用地区域内農地で、10アール当たりの対価は11.8万円です。 なお、本件は、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおらず、農地法第3条第2項各号に抵触いたしません。 以上、事務局説明を終わります。

議長	ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありますか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 6 号は、許可相当として意見決定することとしました。
議長	それでは、次に報告事項に移ります。 報告事項、 新潟市農用地利用配分計画（案）について 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、 農地の転用事実に関する照会書について、 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について 農地法第 5 条転用届出に関する受理について、 一括して事務局の説明をお願いします。
事務局 (白川係長)	議案書の 7 ページをご覧ください。 「新潟市農用地利用配分計画（案）について」であります。 新津地区 3 件、筆数 6 筆、面積 3,555 m <sup>2</sup> であります つづいて議案書の 9 ページをご覧ください。 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」 賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。 記載のとおり 2 件受理いたしました。
(真柄主査)	10 ページをご覧ください。 報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 2 件回答しました。  
次に 11 ページをご覧ください。  
報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。  
記載内容のとおり 6 件受理しました。  
最後に 13 ページをご覧ください。  
報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり 7 件受理しました。  
以上です。

議長 ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありますか。

(質問、意見なし)

議長 皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長 それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長 それでは、これで令和 3 年度 5 月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議長 小倉 栄造

署名委員 砂原 剛

署名委員 佐藤 英一